

第二百一十回国会 衆議院 経済産業委員会 会議録 第十号

令和五年四月十二日(水曜日)

午前九時七分開議

出席委員

委員長 竹内 讓君

理事 井原 巧君

理事 関 芳弘君

理事 落合 貴之君

理事 小野 泰輔君

理事 石井 拓君

理事 稲田 朋美君

理事 上川 陽子君

理事 國場幸之助君

理事 鈴木 淳司君

理事 富樫 博之君

理事 深澤 陽一君

理事 古川 直季君

理事 本田 太郎君

理事 松本 洋平君

理事 山際大志郎君

理事 阿部 知子君

理事 菅 直人君

理事 馬場 雄基君

理事 足立 康史君

理事 前川 清成君

理事 鈴木 義弘君

理事 岩田 和親君

理事 細田 健一君

理事 山崎 誠君

理事 中野 洋昌君

理事 石川 昭政君

理事 今枝宗一郎君

理事 小森 卓郎君

理事 佐々木 紀君

理事 土田 慎君

理事 長坂 康正君

理事 福田 達夫君

理事 堀井 学君

理事 牧島かれん君

理事 宗清 皇一君

理事 山下 貴司君

理事 大島 敦君

理事 田嶋 要君

理事 山岡 達丸君

理事 遠藤 良太君

理事 中川 宏昌君

理事 笠井 亮君

理事 西村 康稔君

理事 星野 剛土君

理事 小林 茂樹君

理事 井出 庸生君

理事 井野 俊郎君

理事 長峯 誠君

理事 里見 隆治君

理事 山田 伸介君

理事 松下 整君

理事 覺道 崇文君

理事 田辺 康彦君

理事 林 孝浩君

理事 林 孝浩君

理事 弓削 州司君

理事 恒藤 晃君

理事 門松 貴君

理事 片岡宏一郎君

理事 新川 達也君

理事 保坂 伸君

理事 小澤 典明君

理事 山田 仁君

理事 井上 博雄君

理事 松山 泰浩君

理事 奥山 祐矢君

理事 金子 修一君

理事 小杉 裕一君

理事 藤田 和光君

政府特別補佐人

(原子力規制委員会委員長)

(内閣府大臣官房審議官)

(内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官)

(消防庁国民保護・防災部長)

(文部科学省大臣官房審議官)

(経済産業省大臣官房審議官)

(経済産業省大臣官房審議官)

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

(環境省大臣官房審議官)

(原子力規制庁次長)

政府参考人

(資源エネルギー庁長官)

(資源エネルギー庁政策統括調整官)

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

(環境省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(防衛省大臣官房審議官)

(経済産業委員会専門員)

見解まで。

それは、やはり行政機関として担っているのは、その事務局である規制庁であると思うんですね。その皆さんが、規制委員会がそう考えなかったから法改正は必要ないと思ったと言いますけれども、むしろ、その法改正の必要性を考えるのは規制庁の立場じゃないですか。規制委員会との考え方が、令和二年の時点で法律とずれて、所管しているものとずれているわけでありまして、そのことをきちんとしてやってくなかつたことが、結局、今回、一部報道では、何か、資源エネルギー庁の方に法案の文章まで提示されたというように出されていますけれども、それで資源エネルギー庁けしからぬみたいな話もありま

すけれども。これはそもそも、令和二年に、私は、本来、主体として検討すべき規制庁がやってくなかつたことが原因だと思えますよ。そして、このことを規制庁が主体でやってきていたら、もしかしたら、もうちょっと違う中身になっていたかもしれない。原子力規制委員会の設置法についても、いわゆる炉規法と言われる原子炉規制法も、これは、全くそうした基本理念の部分がいじられないままの、この状況ということも全然違つたかもしれないというのを強く感じるわけでありまして、いわゆる原子力規制庁については、ガバナンスの問題も非常に懸念する話があるわけでありま

す。皆様にお配りした資料の四枚目ですかね、原子力規制委員会、これは十月の議論でありますけれども、この議事録が載せられていますけれども、この法改正の今回の話について、十月の時点では、原子力規制委員会全委員が異論なしというような話でありました。しかし、二月の時点では、最終的に委員が反対をして、全会一致にならなかつたという経過があります。これは、もちろん、山中委員長も残念だという趣旨のお話もされていますけれども、でも、十月の時点から二月の時点まで、この委員の真意は測りかねますが、私

は、原子力規制庁の、十分な調整をしつかりしてこなかつた、このことの結果なんじゃないかということも思うわけでありまして、

そして、最近、情報流出といいますが、リーク等も相次いでいる、原子力規制庁の中ですか。今回の流れについて納得していないという方が中にあるから、こういう話になっているんじゃないかなと思うわけでありまして、

これはガバナンスの問題。原子力規制庁はいわゆる安全を担う政府側の立場でありますけれども、どうしてこういうような状況がずっと続いているんですか。お答えください。

○金子政府参考人 原子力規制庁はあくまで原子力規制委員会の事務局ではありませんけれども、個々の職員が当然いろいろな政策的な考え方を

持って、いろいろな立案をさせていただいている役所でございます。その意味では、中でいろいろな議論があり、それを集大成して提案をするような仕事をしてござ

います。その中では、いろいろな思いのある職員、いると思えますけれども、そういうもののが全て取り込めるというわけでは、ございませんで、個々の職員の思いについてこでつまびらかにすることはできませんけれども、いろいろな考え

え方があるというのには当然だというふうに考えております。○山岡委員 いろいろな考え方はあると思

います。でも、それをきちんと取りまとめたいというのが、規制庁の立場として、今回、閣議決定ま

です。山中委員長にも恥をかかせている話だと思

なかつた、GXの推進という法案をやることを機

に、一部報道によれば、資源エネルギー庁側から

法文の提示までされて、そのことに乗つてやつて

きていることも全てつながっているんじゃないか

かということを私は強く思います。山中委員長

にもお伺いしたいと思うんですが、けれども、

こういうガバナンスの問題、委員長に正直

こまで求めるのは酷だと思つていますが、しか

し、委員長のお立場でありますから。今後の原子

力規制庁の事務局としての機能というのは、やは

り多くの事業者の皆様やあるいは国民から信頼

を得る上で非常に重要なことなんだと思つて。こ

うしたガバナンスの欠如みたいなこと、相次いで

いるということについて、これを強化するなり、

あるいは調査して指導していきなり、委員長とし

て規制庁にしっかりとそのことを指導していただき

たいと思つていますが、山中委員長の見解を伺い

たいと思つて。○山中政府特別補佐人 お答えいた

します。原子力規制庁の独立性に疑義を生じるよう

な様々な案件が出てきたということは、私も深く反

省するところでございます。その件、様々な案件を受けまして、原子力規制

庁の透明性を高めるということを重視をいたしま

して、様々な新しいルールを導入をいたしました。文書の公開についても、透明性を持って高め

ていくという努力を今後も努めてまいりたいとい

うふうに思います。○山岡委員 山中委員長のお立場からい

えば、それは非常にこの状況を謝る立場だと思

いますけれども、私は、恥をかかせているのは規制

庁の本当にこうした状況だ、これまでの経過だとい

うことも強く申し上げたいと思つて

います。今日、本当は、廃炉のことについても、あ

るいは再エネの様々なことについてや洋上風力や、あ

るいは系統の整備のことについても、法案のこと

を伺いたかつたんですが、ちょっと今日は今いた

だいた時間がかつてしまったので、こまでとさせ

ていただきます。このテーマはまた今

後も様々な形で私も関心を持ちながら、必要に

応じて質疑していきたいと思つて

いますので、是非またそのときに

お答えいただければと思つて

います。よろしくお願

いいたします。ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、大島敦君。

○大島委員 大島です。運転員の規則違反や運

転管理上の問題などが重

なつて事故に陥つたのが、一九八六年四月二十

五日のチェルノブイリ原子力発電所の事故で

した。私、この一九八六年、西ドイツで駐在員

をしていて、五月の初旬に、オーストリアのアル

プスの山奥、氷河の上まで旅行に行つていま

した。帰つてきて新聞を読むと、私の旅行先が汚

染地域でして、ですから、放射性プルームが風

に乗つて拡散しているという

ことは二〇〇一年の九月十一日

なんですけれども、世界貿易

センタービルにジェット機が二機

目突入するシーンを見たときに、私、世界中で

このオペレーションが行われて

いると、私、世界中で、夜中、東京に出

てきたことを覚えています。翌日の議員会館は、

のんびりした空気が漂つて、平

常どおりでした。二〇一一年の三月十一日、

大臣もそのときのことを覚えていら

っしゃると思つて。どういふふう

にこの三月十一日を覚えていら

っしゃるのか、手短かに答

えさせていただきます。○西村(康)国務大臣

私は、あれは予算委員会がたしか開

かれていたと思つて、私も、正

直申し上げて、私自身は午後

地元に、予算委員ではありま

せんでしたので地元に戻つて

いました。それで、あの時刻に、

午後ですけれども、事務所

でその話を聞いて、ちょっと

その後のことは今手元にな

いので記憶が定かではありません

けれども、その日か次の日か、

経産部会長でもありました

ので、東京に戻つたという

記憶で、そこから様々な

対応、野党でありました

けれども、野党の責任者の

一人として対応したという

ことで、鮮明

にそのときのことは覚えておりません。

特に、テレビを見ておりましたので、非常に揺られて、菅総理がこうやって椅子なりテーブルなりを触っておられる姿もよく覚えております。

○大島委員 私、三月十一日は痛烈に覚えております。テレビ報道を見た時点でメルトダウンを覚悟しました。だから、友人、特に私の同僚議員には電話をして、メルトダウンに陥るのではないかとこのことを連絡をさせていただいたのを覚えております。この発言を覚えている党職員もおりまして、相当な危機感を持っていました。三月十一日。

土曜、日曜を挟んで月曜日に東京に出てくるんですけれども、今回、質問するに当たって私の妻に言ったら、こういうことを言われたと言われまして。今まで生きてこれてよかったじゃないか、一人で頑張ってくれ。と言って、東京に私は戻ることになる。

でも、三月十一日、私の友人の国交省の政務官室を訪ねてみると、皇居をジョギングされている方がいらしたんです。国のありようとして、ちよつと様々な思いが浮かびました。

それで、三月の十三日だと思ふ、その日に、日本で最初のジョージ・ソロスのパートナーで、当時は中立的なアナリストをしていた草野豊己さんから電話がかかってきて、外資証券会社の日本人社員から連絡が多くあったそうです。出社したけれども、外国人職員は誰もいなかった。

シンディ・ローバーさんは、当時日本にいて、三月十六日からコンサートを続行してチャリティーイベントにしたということは物すごく立派なことだと思っております。

二〇〇九年、内閣府の副大臣、防災担当で、Jアラートがうまく機能しなかった。今でも機能していないわけですし、私たちの国のこの危機管理のレベルで原子力を扱うことについては、相当の覚悟を持って原子力を扱わなければいけないなと思っております。そのことを前提としながら質問をしていきたいと思ひます。

一九五三年、国連でのアイゼンハワー大統領による演説、平和のための原子力を発端に、一九五四年六月に世界に先駆けてソ連で商用原子力発電所が稼働したことを契機に、米国は原子力平和利用促進政策を国際的に推進することになりました。

一九五五年十一月十四日に日米原子力研究協定が締結されました。我が国の原子力政策は、米国の外交、原子力政策の一環として、国主導、つまり国策として始まったと考えています。したがって、原子力事業は、震災前までは国が政策を決め、具体的な事業者の活動は総括原価方式で保障されていたと理解しています。いわゆる国策民営です。

しかし、震災以降、我が国の原子力政策については国の意思が感じられません。電力会社に任せ切りのように思えます。それは、電力システム改革で、送配電のみが総括原価方式を踏襲しましたが、小売と発電部門は完全に自由競争にさらされるようになりました。したがって、原子力発電についても電力会社に全てが委ねられていると考えています。

私は、製鉄所勤務を経験しているので、コスト合理化と安全を維持することの二律背反の整合性を取るということが難しいかを理解しております。製鉄でも、あるいは石油化学でも、プラントを長期にわたって操業する経験の中から、合理化と安全維持のバランスが取れるようになったと考えています。

発電部門でも、水力や火力は、長年の経験則から、合理化を追求しても安全性を確保できる知見はあると考えております。原子力については、合理化と安全性を同時に追求することは難しいのではないかなと思っております。

安全を考える際には、原子力規制委員会の委員長がいらつしゃつていますけれども、原子力規制庁は、ISOの認証、これは書面主義です。私もISOの認証に鉄鋼会社のときに携わったことがあります。今、山岡先生の御質疑を聞いていて

も、原子力規制庁はあくまで基準を定め、手順を定め、その基準、手順どおりにしつかりと行われているかということを検査されるのかなと考えています。どちらかといえば静的な安全対策だと思っております。私は、動的な、というのは、会社の操業レベル、チームワーク、忠誠心、危機管理能力、事故に対する対応力のような、動的な安全が不可欠だと考えています。

そのためには、十分な人的リソースが継続して操業に携わり、その改善ノウハウを組織として蓄積し、進化させていくことが不可欠であるとと考えています。火力や水力と比較して原子力は歴史が長くはなく、かつ、極めて複雑な技術要素のすり合わせであります。だからこそ、質、量共に、十分な人員配置を始めとして、経営合理化の観点からはコスト要因として切り捨てかねない要素こそ、継続的かつ安定的に補充していくことが私は必要ではないかと考えています。

ここで今の安全審査の在り方は是非を私は論じたいわけではございません。原子力規制委員長という立場というのではなくて、むしろ、長年にわたって原子力プラントの設計や評価に携わってきた技術者としての視点からは非お考えを伺いたいです。

こうした、原子力規制委員会とか規制庁の評価と動的な評価の難しさについての率直な御所見を伺いたいと思ひます。お願いします。

○山中政府特別補佐人 お答えいたします。原子力の安全確保を図る上で、原子力事業者において、原子力発電所の運転等に関わる人材が安定的に確保され、知識、ノウハウ等が組織的に伝承されることは私も重要であるというふうな考えでおります。

原子力規制委員会では、その審査の中で、運転、保守に関わる技術者の確保、技術者に対する教育訓練などについて審査を行っております。事業者とも意見交換を行い、認識の確認、共有を行っております。事業者との意見交換の中で、例えば、事業者か

ら、運転経験のない原子力発電所員の割合が四割程度になり、この課題について、火力発電所における研修や他社との協力などの訓練などの対応を行っているとの説明を受け、こうした若手社員の方の技術力の維持といった課題について意見交換を進めていこうと考えています。

原子力発電所の運転に関わる人材の育成、確保については、運転に関する安全確保のための技術が適切に承継されていることが重要であると考慮しております。事業者の取組については、意見交換の場等を通じて更に確認を続けてまいりたいというふうな考えでおります。

○大島委員 率直な意見というよりも、役所とすり合わせた意見のような感じがするんですけども。

私、物すごく危惧しているのは、この職場は三直交代です。夜勤勤務があります。本当に優秀な方たちが今集っていただいているのかということなんです。鉄鋼会社でもそうです。私が入社したときから、三直交代の職場にはなかなか人が集まらなかった。静かな検査ではなくて、本当に必要なのは、経営体力として、経営として本当にできるかどうかということだと思ふ。このころは、原子力規制庁なり原子力規制委員会では私は難しいと思っております。

ですから、先ほどの山岡さんの答弁の中で、原子力委員会及び原子力規制庁は全ての責任を負えないわけなんです。全ての責任は政治が負うと私は考えている、事故が起きたときには、仕組みをつくるのは私たちだから。

このように、組織としての継続的なプラントの操業の改善とか進化を考えれば、原子力発電所を民間企業のコスト部門に置いていくことは、行き過ぎた合理化にならないか私は不安なんです。原子力の導入を進めてきたのは国の政策、方針でありました。総括原価によるコスト回収の保証は、新たな技術体系である原子力を運営していくために十分なリソースを継続的に注ぎ込む上では一定の合理性があったと評価しています。それが一転

して、自由化と言えば耳触りはよいが、事業者の活動に対する制度的な保障のないままに一民間企業に任せておくことになっているのではないかと考えています。

私も、もしも電力会社の一経営者であれば、原子力発電所についても株主の利益は考えざるを得ないと思います。収益を上げるために、できるだけコスト削減や合理化を行う。メンテナンスも含めて、より少ない要員で操業を考える。ここは、原子力規制庁、原子力委員会の指針があるので過度にはならないとは思いますが、プラスアルファ、どこまで会社として要員を確保できるのか。また、分社化によるコスト削減も実施すると思います。会社内のマネジメントがどうなっているのかについては、原子力委員会及び規制庁は関与しないと思います。そういった状況では、動的な安全を維持していくことは正直言って難しいのではないのかな、経営としてそこまでできるのかなという思いがあります、長期的な視野に立って。

大臣に伺いたいんですけども、安定供給の確保という観点から原子力を活用するという判断を行うのであれば、操業に十分な人員を含めて、安定的なリソース確保が可能な制度的保障を行うことがむしろ国に求められると考えております。この点について大臣の所感をお願いします。

○西村(康)国務大臣 将来のエネルギーの安定供給の選択肢の確保、そして脱炭素社会の実現に向けては、必要な規模の原子力を持続的に活用していくということが必要であるというふうに考えております。そして、御指摘のように、その大前提となるのは安全性の確保であります。原子力事業者は、自由化の下にあっても安全規制を充足する、これをちゃんと満たすということのみならず、不断の安全向上に向けて、御指摘のように、質、量共に必要な人員を手当てしていくということが求められるというふうに思います。

経産省としては、事業者に対して、安全性確保に向けたたゆまぬ経営努力を続けていくよう

指導するとともに、中長期的な安全要員の確保、育成を含め、安全確保に向けた取組をバックアップしていくという観点からも、事業環境整備の在り方について引き続き不断の検討を進めていきたいというふうに考えております。

○大島委員 大臣に更問いをしたいんですけども、共通認識を持っていただいているかどうか。完全自由化ですから、原子力事業部門が。経営としては、ここに対してコスト合理化せざるを得ないですよ。要員だって、十分な要員をそこに投入できるか分からない。あるいは、コスト合理化するためには分社化することだってあり得るわけですよ。

一体として管理すること、全責任は私が国が負うべきだと思っている立場なの、これは国策でやってきたから。ですから、本当に今、そういう国としての責任を自覚してこの原子力事業については施策を行わなければいけないと思っているんですけども、その点について、もう一度、大臣の率直なお考えを聞かせていただけると助かります。

○西村(康)国務大臣 御指摘のように、それぞれの電力事業者は、この自由化の中であって、なかなか厳しい、難しい判断をしていかなきゃいけないと思いますけれども、安全性の確保につきましては、原子力規制委員会が厳しい基準の下でその審査を行い、それに従って事業者はしっかりと安全対策を向上させていくことであります。

そして、そのためにも人材が必要でありますし、国としてそのことは責任を持って、先般も、関係事業者のサプライチェーン全体の協議会、ネットワークを構築をし、人材育成を進めていくという取組を改めて開始をしたところでありますけれども、そうしたことを含めて、最終的には、この安全性、そしてエネルギー政策を進めていくということ、これは国が責任を持って取り組んでいくべきことというふうに考えております。

○大島委員 今回、安全審査については、PWRあるいはBWRで対応するコストは異なることを考

ておりまして、その対策の費用についてはまず政府参考人からの答弁をお願いします。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。原子力の安全対策投資については、PWR、BWRといった炉型の差のほかに、立地状況や設備の形状などによって大きく異なるものがございますので、その費用規模を一概にお答えすることはなかなか難しいかと認識してございます。

ただ、一般論としてお答えすれば、PWR、BWRという御指摘がございましたので、この炉型に関して申し上げますと、PWRの方は、炉心を直接冷却する一次系とタービンを通して発電を行う二次系というのは分離されておりまして、一方で、BWRは、簡素化をされて、分離が行われておりませんので、耐震補強や火災防護等の対策が必要となる部分が大きくなる面がございます。また、BWRは、PWRに比べて地理的に太平洋側や北日本に立地しているものが多いものですから、結果といたしまして、津波対策などが、いわゆるハザード対策等が大規模になるものが多いかとございます。

結果的に、全体として見ますと、BWRの方が多額の費用を要する場合がございます。電力会社が公表している数字によりまして、電力会社は東北電力女川二号機の安全対策投資は約五千七百億円と公表されております。また一方で、PWRである四国電力伊方三号機の安全対策投資は約二千億円となっておりますというふうに承知してございます。

○大島委員 もう一つは、事故が起きたときの株主代表訴訟の賠償があると思う、事故が起きたときには、そのときの賠償金額というのはどのくらいなんでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。電力会社に対する株主代表訴訟が提起されていることは承知しておりますが、いずれの訴訟も民事訴訟でございますので、国は訴訟の当事者でないものでございますのでコメントは差し控えます。

と存じますが、例えば、福島第一原子力発電所事故により損害を被ったとして、東京電力旧経営陣に対し約十三兆円の賠償を命ずる判決が地裁で下され、現在も係争中の事例があると承知しております。

○大島委員 このように、原子力は収益性がより厳しくなっています。しかし、制度的な回収保証はなくなってしまう。そうならば、少しでも長く運転して投資回収期間を長くしなければ、経営は厳しくなっています。先ほど、PWRで二千億円、BWRで五千七百億円です。つまり、率直に言って、今回の原子力発電所の運転期間の延長が求められたことは、電力自由化に向けて行われた電力システム改革に起因しているのではないかと私は考えています、民間企業としては、その点について、西村大臣の見解を聞かせていただきたいと思っております。

○西村(康)国務大臣 まず、背景として、もう言うまでもございませぬけれども、コロナ禍からの需要回復でエネルギー需要が非常に増えてきた、その中で価格が高騰しておりまして、さらに、昨年二月以降、ロシアのウクライナ侵略によつて供給面での制約が出てきたということ、エネルギー情勢が一変したわけでありまして、今回の運転期間に関する規定の創設は、あくまでも将来のエネルギー供給の選択肢を広げていく、確保していくという観点から行ったものであります。

ただ、御指摘のように、安全性の確保を最優先にしながらも、立地地域の理解を得ながら再稼働を進めて、運転期間の延長も含めて既存の原子力発電所を着実に運営していくことで、安定的な価格による電力供給を実現しつつ、さらに、将来の投資などへの取組に向けた経営基盤の強化にもつながっていくものというふうに考えております。その上で、御指摘のように、自由化の下で、将来にわたる電源設備の形成、あるいは現場人材の維持拡充を含めた安全投資の確保、これは事業者にとりまして大きな課題であるというふうに認識を

しております。

事業者に対しては安全性最優先の経営判断を求めつつも、そのための事業環境整備をしっかりと考えていきたいというふうに思いますし、繰り返しになりますが、先般もサプライチェーン全体を含めたプラットフォームを構築をし、その中で人材育成、確保、安全対策をしっかりと行っていく、そうした環境整備もサポートしていきたいというふうに考えております。

○大島委員 プラントの操業というのは練度が必要でして、例えば安全についても、今でも私、横断歩道を渡るときには指さし呼称してしまうんですけども、相当練度を高めていかないと、それでも事故が起きるのがプラントなんです。ですから、本当に民間セクターにさらされたままでいいのかどうかというのは国の問題だと思っております。

ですから、先ほど申し上げましたとおり、今後、原子力発電に関わる経営者の責任が一般企業の経営責任を超えて重くなっていく。今後、経営者が現れないのではないかと危惧しているんです。給与に見合わないかもしれない。率直に言っています、原子力事業を民間企業に任せていることの合理的な理由は、私はなくなっていると考えているんです。国が責任を負うべきです。

このように、原子力事業は大きなリスクを持っており、もはや民間の事業者単独で抱えることは僕は難しいと考えています。原子力発電部門については、総括原価方式で原子力発電所の体制を整っていたことは、私は否定できないと思う。潤沢な費用によって、しっかりとした要員、すばらしい作業を行う方が確保された。私も、六ヶ所村に訪れたときに、かつて原子力発電所の制御室で働いていた方とお話する機会がありました。全て分かっています、原子力工学を含めて。工業高校卒業でいらっしやうって、物すごく優秀で、すばらしい方で、そういう方たちが日本の原子力を守ってきたわけですよ。それは、しっかりとしたコストを国が持っていたから守れたと思っております。

ですから、他国の状況がどうなっているのか。一九九〇年代後半、民間に任せておけばいいじゃないか、自由化すればいいじゃないかという世論で電力のシステム改革が行われました。他国でも電力自由化を行ってきたと思いますが、原子力を活用する上では限界があることが明らかとなり、方針を転換して、総括原価の復活や事業の再国営化といった動きもあると聞いています。原子力の活用を目指して、諸外国の現状はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、諸外国においても、日本も同様でございますが、電力の自由化というものがなされ、民間事業を中心に電力事業というものが進められるような方向の改革が進められてまいりました。

一方で、御指摘ございましたように、様々な環境の変化というのが生じ、安全と両立する中で事業運営若しくは経営基盤という様々な要素がある中で、一方で原子力の活用とすることを進めていく中で、それぞれの状況を踏まえ、諸外国においても必要な事業環境の整備が進められているものと承知しております。

幾つか例をちょっと御答弁申し上げますけれども、例えばイギリスにおきましては、二〇二二年に、電力事業者の収入を安定的に保証する制度といたしまして、規制当局が認可した投資を規制料金を通じて回収する方式、RABモデルというモデルがございます。これに原子力事業の適用をすることが法制化されてまいりました。

一方、フランスにおきましては、二〇二二年、フランス国内の全ての原子力発電所を保有する電力事業者でありますEDFを完全国有化する方針が発表され、現在、政府による株式取得が進められてございます。

また、韓国におきまして、二〇二二年、原子力の活用を進める方針を打ち出すとともに、韓国国内の全ての原子力発電所を保有する韓国水力・

原子力発電会社の親会社でございます韓国電力公社、KEPCOの株式の過半数を政府及び政府系金融機関が保有しているというような策が取られているものと承知しております。

○大島委員 政府参考人に改めて伺いたいんですけども、各国においては、一旦民営化したんだけれども、それをもう一度国に戻しているという理解でよろしいでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

これは国によって事情はそれぞれちよつと違うところがございますので、ちよつと詳細にはお答え申し上げますところでございますが、全体、概括的に申し上げますと、電力の自由化が各国においても進められていく中で、これは原子力に限った話かどうかというものもございまして、発電事業、電力事業の経営、安全との両立、様々な、これは国によっても状況は違いますけれども、事業環境の整備という観点からの措置が取られてきているものと認識してございます。

○大島委員 私は、電力というのは産業の基盤です

ので、長期的な投資と長期的な回収も必要です。エネルギーの確保についても、天然ガス等についても長期契約の方が安定しているもので、本当に、自由化を行ったことによつて制度が更に複雑化して、なかなか見えにくいところがあると考えています。ですから、今後の電力の進め方についても、そういうことをしっかりと理解していただきながら進めていきたいと考えております。

大臣が来ましたので、続けます。

今、大臣、政府参考人に、他国でも電力自由化を行ってきたと思うがという質問をして、今日の朝のレクで聞いているとは思ってすけれども、他国においても原子力については、国有、国の関与を強めています。特に、私は、安全については、国策民営で始めたので、直接的に国が責任を負う制度が必要と考えています。

つまり、過度な合理化にならないためにも、安

全については国が応分の負担をすべきと考えております。やはり我が国においても、国が原子力事業に対して直接的に資本的、制度的な責任を負うこととし、それによつて安全に関する応分の負担をすることを真剣に検討すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

○西村(康)国務大臣 現段階におきまして、先ほども各国の取組の説明があつたと思っておりますが、原子力事業を国有化することとは適切とは考えておりませんけれども、原子力の利用に当たつての様々な課題に、御指摘のように国が責任を持つて取り組むべきという考え方は共有をしているところでありまして。

その上で、御指摘のように、原子力事業者が安定的に投資を行っていくためには、現在の事業環境の在り方について検討を加えていきながら、適切な政策的措置を行っていく必要があるというふうに認識をしております。

このため、今般の改正案におきましても、原子力基本法に、国が講ずべき基本的施策として、安全対策投資を行うことができる事業環境の整備を明記したところであります。

安全投資を継続的に可能にしていくために、官民でどのような取組が必要になるのか、また、役割分担、民間の能力、活力を生かしながら、しっかりと責任を持って進めていく部分、こういったところについて、今後とも、電力会社とも率直に意見交換、コミュニケーションを取りながら、よりよい仕組みとなつていくように不断の見直しを行つていきたいというふうに考えております。

〔中野(洋)委員長代理退席、委員長着席〕

○大島委員 一方で、難しいのは、国が関与することとなつた場合、事業経営、とりわけ現場のモチベーションをどうやって維持していくのか。これは、国が関与しなくても、現場のモチベーションをどうやって維持していくのかということが大切だと考えています。

これまで、日本の電力会社で働く社員には、現場主義を根底にして、自らが携わる発電プラント

や送配電設備への帰属意識、責任感を強く持ち、それらの設備を象徴する会社への健全な愛社精神を持つていた人が多いと感じています。そして、そうした会社で一生懸命に働くことが、地域の安定供給、暮らしを支えることにつながるという公の心、気概を強く持っています。これは一朝一夕には育まれるものではなく、我が国が世界に誇るべき得難い財産であると思います。私が危惧するのは、電力自由化やその後の分社化等の動きによって、こうした風土が失われていくことでした。

一方で、これまでの電力経営はどうだったでしょうか。現場たき上げの幹部がマネジメントに十分携わる体制になっていったでしょうか。いわゆる下請、孫請の協力会社も含めて、組織を一体的に運営していくためのマネジメントが持っていたでしょうか。

私は、土光敏夫氏、一九八一年、臨時行政調査会会長、一九六七年、日本経済団体連合会会長、この土光敏夫氏に経団連の会長だった時代にお仕えていた経団連の職員の方から聞いた話がありまして、経団連会長として、他社であっても、事故が起きると、その会社の経営者、社長を、経団連までお越しいたいて、事故について詰問されたそうです。要領が得ないと、もう一度詳しい方を同行させて、事故の原因を聞いたそうです。

こういう経営者が僕には必要だと思ふ。社長自らが細かい事故に対しても全部把握している。こういう経営者がいらつしやらないと、なかなか原子力全体を任せ切れないかなと思つています。

たとえ経営の安定が国によって制度的に保障されても、経営が現場の肌感覚で理解できなければ、動的な安全の確保を含めて、そこにリソースを十分に割き、様々な関係者のモチベーションに配慮した判断をすることは難しいと考えます。会社によっては、かつての総括原価の下でも、こうした問題が少なからずあったのではないかと考えています。

このように、国がしっかりと責任を負う形を取

りながらも、民間の能力、モチベーションを適切に活用する、経営の自由度とのバランスには気をつけることも肝要であり、そうした視点に立った事業環境の整備が必要だと思います。

具体的なイメージでいうと、例えば、これは私の考えですけども、偶発的な事故を起こさないためにも、安全を確保するコストは国が責任を取る。特に、再処理、バックエンド等の国がより責任を負うべき事業については、国主導で責任を持って行う体制に組み替える。そして、その上に、現場からの乖離を防ぐために、原子力事業の運営については、私は、電力会社、プラントメーカー、下請会社など、従業員全員が一つの会社に出向するかあるいは社員になって、同じ身分で、同じ制度で、同じ制服で、指揮命令と責任を明確にして発電所の操業とメンテナンスに当たる。また、現在稼働している原子力発電所の職員については、稼働している発電所での訓練により、動

作が必要だと思ふ。このように、まずは安全確保のコスト、バックエンドの責任は国が負う、同時に、現場主義で経験を維持強化する運営体制をつくる、こうした複眼的な取組が今後日本が原子力を活用していくならば確実に必要であるし、そうでなければ原子力の安全は維持できないと考えます。そのためにも、国も電力会社の経営者も相当な意識改革が求められることになると思ふ。

こうした、国が安全確保、バックエンドに果たす責任を強化するとともに、電力事業が現場と一体となった事業運営ができるような環境をつくり出す、そうしたシナリオを具体化していくことが求められます。もちろん簡単ではありませんし、今からしっかりと検討を始めるべきではないかと考えます。大臣の御所見を伺いたいと思ふ。

○西村(康)国務大臣 私、昨年の就任以来、全国の原子力発電所、あるいは再処理工場、六ヶ所の現場なども訪問をしてきておりますが、それぞれの現場で、作業に携わっておられる社員の皆さん

方、また協力企業の社員の皆さんが緊張感を持ちながら取り組んでおられる姿、また説明なども伺つてまいりました。

その上で、経営陣の皆さんに対しては、現場の作業環境の安全確保に十分配慮をし、また安全第一で組織運営に当たるよう、また現場の声を大事にしながら様々な取組を進めてもらえるようお話をしてきたところでありますけれども、御指摘の原子力事業における現場と経営のコミュニケーションの在り方、また今後の原子力事業の組織運営の在り方につきましては、まずは、一義的には経営者自身が現場とのコミュニケーションを重ねながら検討すべきものであるというふうに思いますが、経営と現場の意思疎通を強化していくこと、また、それを踏まえた組織運営の見直しを行つていくように、しっかりと指導していきたいというふうに思っています。

先般来、NHKの報道、特集でも福島事故の場面が再現をされていきましたけれども、まさに現場の皆さんがそれぞれの判断で最善を尽くしておられる姿、非常に感銘を受けましたし、まさにその現場の力と経営陣、経営サイドがうまくコミュニケーションが取れてスムーズにやればいろいろな危機も乗り越えていけるものというふうに思っていますので、そうした組織になるように、是非我々としてもしっかりと指導していきたいというふうに思っております。

○大島委員 御発言ありがとうございます。福島での事故の職員の皆さんの対応には本当に深く敬意を表したいと思つていて、そういう体制をつくられたのは、十分な多分費用もかけられたことがあったと思ふ。十分な手当てがあつてこそ、できたことであると思ふ。

例えば東京電力さんですと、私の中学校の同級生が東電学園という高校に入つて、ここは東京電力が持っている学校です、二〇〇六年にコスト合

で皆さん、しっかりと技術、あるいは先ほど申しました忠誠心、チームワーク、全てそこで醸成された方たちが各発電所の原子力発電を含めて操業に携わつていらつしやる。

やはり、人というのは丁寧に育てないと育たないものなんです。このところが今の乾いた経営の中だとなかなかできていないと思う。やはり泥臭い経営が私は必要であると考えておりまして、大臣にも是非その点を、MBAを取つて数字だけの経営ではなくて、しっかりとワンチーム、ワンチームですから、何回も申し上げますとおり、やはり、分社化するのではなくて、下請構造をずつつくつていくのではなくて、全てが一つの会社で、同じ制服で、同じ考え方で、同じ経営者の下で、それでワンチームでやらない限りは安全性は確保できないと思ふので、その点、是非大臣にはリーダーシップを取つていただいて、お願い申し上げます。

次の質問に移りたいと思ふ。天然ウラン鉱石の放射線量まで減衰する期間は、直接処分が十万年、再処理しても八千年を要します。その期間を三百年まで短縮するには再処理して核種を分けることが必要でして、十数年前の日本の地図を見ましたら、地続きになつていて、日本海が池になつていましたので、十数年前というのは結構な期間があるかなと考えております。

文科省の政府参考人にお伺いしたいんですけども、使用済核燃料が天然ウラン並みの放射線量に減衰するまでの期間が少なくとも三百年までに圧縮できるように、国は全ての研究開発資源を投入すべきと思ふが、政府の考えをお伺いしたいと思ふ。世界に先駆けてその技術が確立できれば、原子力や環境対策の標準を決める際には我が国の貢献を示すことができると思ふので、けれども、答弁をお願いします。

○林政府参考人 お答え申し上げます。第六次エネルギー基本計画において、放射性廃棄物の減容化、有害度低減に向け、高速炉や加速

器を用いた核種変換などの技術開発を推進することとされており、原子力機構等において研究開発が進められているところです。

高速炉につきましては、「もんじゅ」等の知見を生かしつつ、引き続き戦略ロードマップに基づいて着実に開発が行われていくものと承知しており、文科省としまして、高速実験炉常陽の運転再開を始めとする取組を進めているところでです。

また、加速器を用いた核変換技術、ADSにつきましては、科学技術・学術審議会、原子力科学技術委員会の下で作業部会において必要な研究開発項目などについて議論の上、令和三年十二月に報告書を取りまとめ、これに基づき原子力機構の中長期目標にも位置づけているところでございます。

これを踏まえて、原子力機構において、ADSの実現、実用化等の判断に必要な技術基盤の確立を目指し、核破砕ターゲット材、冷却材として使用する鉛ビスマス合金、これの挙動を確認するための流動試験や材料腐食試験、あるいは、ADSに用いる大強度陽子ビームの制御技術の開発などを進めているところと承知しております。

文科省としましては、引き続き、必要な予算を確保するとともに、これらの研究開発を中長期的に支援してまいります。

○大島委員 ありがとうございます。

残余の質問については次回いたしますので、ここで大島の質問は終わります。

ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、山崎誠君。

○山崎(誠)委員 こんにちは。立憲民主党、山崎誠でございます。

本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

GX脱炭素電源法について、質問を続けさせていただきます。

今の大島委員の質疑は大変重要な指摘を含んでいたと私は思います。原発というのは、やはりそのくらいしないと安全に運転をすることはできない。

い。要するに、人づくりから徹底的に国が支える、そして、お金もかけて動かさなければいけないものなんだということだったと思います。私も同感であります。

それで、今のエネルギーの安定供給のためには原発が必要だということを西村大臣も繰り返し説明をされています。GXでも原発が必要だということでお話をされるのでありますけれども、原子力発電が電力の安定供給に資する施設であるという根拠が、私には明確に分かりません。

というのは、大規模な停電が起きている。例えば東日本大震災後の計画停電、あるいは胆振東部の地震のときの巨大なブラックアウト、これは、大規模な集中型の仕組みの脆弱性だったというふうに思います。原発というのはそういうものであります。だから、安定供給のためにということをやります。であれば、速やかに再生可能エネルギーなどを中心にした分散型のネットワークに切り替えていくというのが、より、脆弱性という意味では、安定した強固なシステムをつくることに資するんだというふうには私は思います。

ほかに選択肢がないのであれば原発というのがあっても仕方がないんだと思いますけれども、今は再生エネルギー供給の仕組みというのがほとんど進化をしています。蓄電池の技術とか需給のコントロールの技術などが進化していますから、まさに近未来的、すぐ現実になるものとして、再生可能エネルギーが100%に近い形で電力を安定供給する時代が来ます。安価で安全でGXにも完全に適合する、そうした再生エネルギー中心の供給システムが、その可能性が見えている中で、私は、原子力というものについて一定それに頼るということ、政策として訴えることについては、短期的には理解をしたとしても、中長期的には明らかに、原発依存から脱却していくという道は選択肢としては大いにあると思うんですよ。

この点、大臣は必ず、二者択一は避けるべきだ、エネルギーミックスというのは全ての可能性を排除しないで進めていかなければいけない、その

ういう御説明をするわけでありませうけれども、この二者択一で、例えば再生エネルギーの道というものを、再生エネルギー、省エネルギー、組み合わせ、エネルギーをそういった形で供給していく。

少なくとも、原発は止めても大丈夫だという選択肢を取れない理由は何なんですか。二者択一は悪いんですか。そこを、大臣のお考えをお聞かせください。

○西村(康)国務大臣 私どもは、エネルギーの安定供給について、今も、そして将来も責任を持つ立場にあります。同時に、脱炭素化も進めるという世界的なこの共通の課題に取り組んでいるわけでありませう。したがって、あらゆる選択肢を追求しながら、国民生活や経済活動を守り、維持をし、そして脱炭素化も同時に進めていく、そのためのエネルギー政策を責任を持って進めなきゃいけない立場にあります。

その中で、御指摘のように、再生可能エネルギーについても、私も大きな可能性があると思っております。洋上風力についても、新たに四地域、四区域の入札を行っているところでありませうし、地熱、水力も更に可能性があると思っております。太陽光については様々な地域との共生の課題がありますので、これを乗り越えながら、ビルの上とか公共施設の上なども含めて可能性を追求していくということ、私どもも最大限これは進めていきたいというふうに考えております。

しかしながら、立地すべき地域の限界もありませんし、また、更に言えば、安定性の課題もあります。繰り返し申し上げますが、二〇一七年、ヨーロッパで、太陽光も風力もほとんど稼働しなかった時期もあります。調整電源も必要であります。そうしたことを考えると、私は、これまで日本が培ってきた原子力の技術、これもあるわけでありませうので、もちろん福島第一原発の教訓の上に立って、これをいつときたりとも忘れることなく、安全性を最優先でありますけれども、原子力についても、脱炭素として安定供給の観点から、私どもは進めていくという考えでございます。

○山崎(誠)委員 大臣、よく私の話も聞いていたいただきたいのであります。答弁にはそう書いてあるんでしようけれども。

大規模システムというのはブラックアウトの危険などがあつて、現実になんか停電がもう起きているんですよ。胆振東部は石炭火力でありますけれども、原発ではないかもしれないけれども、大きなシステムというのは脆弱だと言われている。それから、蓄電池の技術とか需給のコントロールの仕組みというのがどんどんどんどん進化して、世界で入って、再生エネルギーの不安定性などというのは克服されているんですよ。だから言っているんですよ。

私がなぜここで前提で言うかという、今回のこの電源法で、原発の利用を、非常に、守ろう、固定しよう、そういう原子力基本法の改正であったり、そういうふうに見えてならないのでありますよ。

これで、この後御質問しますけれども、新しい原子力基本法が動き出したときに、電力事業者が、原発はもう終わりたい、経済合理性もないしリスクもあるし止めたいといったときに、止められなくなつちゃうんじゃないかと思つているんですよ。そのぐらいこの法律は強力で、原発を国の責務として支えなきゃいけないと言っている。国の責務として、事業環境、先ほども出ましたけれども、それを整えると言っているんですよ。お金がかわなくなつて、経済合理性がなくて、電気も足りていない、そういう状況の中で、この原発を事業として成り立たせるための支援を国がすると書いてあるんですよ。私は、これは本当に不合理な法案だ、改正だと思えます。おいおいお話しします。

前回の御質問に続けていきたいんですけども、改正に関わる省庁間の協議や議論の経緯について出してもらいたいということは何度も言っています。多くの委員がこれを質問しています。身の議論しろとかというやじも飛ぶのでありますけれども、これは大事なことです。なぜならば、こ